

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>第七条の三 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑制する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 その局は、次に掲げる既設の無線局（第三号において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑制し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。</p> <p>(1) 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信又は同条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下この号において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数の中継するものに限る。以下この号において同じ。）</p> <p>〔2〕(4) 略</p> <p>〔三 略〕</p> <p>（特定高周波数無線局）</p> <p>第七条の四 法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づくものであること。</p>	<p>第七条の三 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>(1) 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下この号において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数の中継するものに限る。以下この号において同じ。）</p> <p>〔2〕(4) 同上</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

<p>(空中線電力の表示) 第四条の四 「略」 2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pV）をもつて表示する。 「一〇七 略」</p>	<p>第四条の四 「同上」 2 「同上」 「一〇九 同上」 「新設」</p>
<p>七の二 設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信設備 「八・九 略」 「三〇五 略」</p>	<p>「八・九 同上」 「三〇五 同上」 「一〇一 同上」 「新設」</p>
<p>（公示する期間内に申請することを要しない無線局） 第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。 「一〇一 略」</p>	<p>第六条の四 「同上」 「一〇一 同上」 「新設」</p>
<p>十二 特定高周波数無線局（移動しないものに限る。）の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局（当該特定高周波数無線局の開設の認定を受けた者が開設するものを除く。）</p>	<p>第八条 第七条及び前二条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するもの）を除外し、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。））に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用するものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。</p>
<p>第八条 第七条及び前二条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう。）及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。以下この条において同じ。）並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するもの）を除外し、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。）を除外し、別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。）に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用するものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。</p>	<p>第八条 第七条及び前二条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するもの）を除外し、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。））に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用するものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。</p>

は、免許等をする時期の直前の一定日)に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

[2 略]

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、法第二十七条の二十の三第一項に規定する価額競争の参加に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定校正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

[表 略]

[2 略]

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの及び法第二十七条の二十の三第一項に規定する価額競争の参加に関するもの並びに法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

[4・5 略]

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式(第41条の5関係)

[様式略]

[2 同上]

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定校正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

[表 同上]

[2 同上]

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの及び法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

[4・5 同上]

別表第五号の二 [同左]

[様式同左]

<p>注1 [略]</p> <p>[2～6 略]</p> <p>7 <u>設備規則第3条第4号の5に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高度基地局、同条第4号の7に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u></p> <p>別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[様式略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。<u>設備規則第3条第4号の5に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高度基地局、同条第4号の7に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u></p> <p>[5～8 略]</p>	<p>注1 [同左]</p> <p>[2～6 同左]</p> <p>7 <u>設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u></p> <p>別表第五号の三 [同左]</p> <p>[様式同左]</p> <p>注1 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。<u>設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用していう情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。</u></p> <p>[5～8 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記せぬ。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>目次</p> <p>〔第一章〕第三章 略</p> <p>第四章 特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手續（第二十五条の四―第二十五条の八の八）</p> <p>〔第五章〕第九章 略</p> <p>附則</p> <p>（添付書類）</p> <p>第二十条の九 前条の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>〔五〕八 略</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（開設計画の認定の申請）</p> <p>第二十五条の四 法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（開設計画の認定書の交付）</p> <p>第二十五条の五 法第二十七条の十四第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。</p> <p>（開設計画の認定等の拒否の通知）</p> <p>第二十五条の六 法第二十七条の十四第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。</p> <p>（特定高周波数無線局の開設の認定書の交付）</p> <p>第二十五条の八の四 法第二十七条の二十の三第七項の規定により特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をしたときは、落札者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第三章 同上</p> <p>第四章 特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手續（第二十五条の四―第二十五条の八の四）</p> <p>〔第五章〕第九章 同上</p> <p>附則</p> <p>（添付書類）</p> <p>第二十条の九 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>〔五〕八 同上</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（認定の申請）</p> <p>第二十五条の四 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（認定書の交付）</p> <p>第二十五条の五 法第二十七条の十四第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。</p> <p>（認定等の拒否の通知）</p> <p>第二十五条の六 法第二十七条の十四第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。</p> <p>（届出を要しない申請書の記載内容の変更）</p> <p>第二十五条の八の四 法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p>
---	--

の有効期間を記載した認定書を交付する。

「一 削除」

「二 削除」

〔認定特定高周波数無線局開設者の氏名等の変更の届出等〕

第二十五条の八の五 法第二十七条の二十の三第十一項の規定により変更の届出をしようとするときは、当該変更の具体的内容を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

2 法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名

二 第二十五条の八の三第二項第一号に掲げる事項

3 法第二十七条の二十の三第十二項の規定により周波数又は周波数の使用区域の指定の変更の申請をしようとするときは、希望する周波数の範囲又は周波数の使用区域及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

4 第一項の届出書及び第三項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

〔特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの申請〕

第二十五条の八の六 法第二十七条の二十の四第三項の認定の取消しを申請しようとするときは、当該認定を取り消すべき理由を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の様式は別表第八号の九のとおりとする。

〔特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない旨の通知〕

第二十五条の八の七 法第二十七条の二十の四第三項の認定の取消しの申請について、施行規則第二十一条の二の十三に定める特別の事情により認定の取消しを行わないこととしたときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

〔合併等に関する規定の準用〕

第二十五条の八の八 第二十条の二（第四項を除く）、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二

十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）」種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の番号、認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、第二十条の三第三項第六号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）」種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の番号、認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十

一 法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名
二 第二十五条の八の三第二項第一号に掲げる事項

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の二十の五において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の二十の三第三項」と、第二十條の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）」、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、同条第五項中「一通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の二十の五において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の二十の三第三項」と読み替えるものとする。

別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【様式略】

【注1～7 略】

8 3の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

(5) ⑥の欄は、次によること。

【ア 略】

イ 認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者が指定周波数等において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

【ウ・エ 略】

【9～13 略】

別表第一号の二 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の5第2項及び第20条の8第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることことができる。）

【様式略】

【注1～7 略】

8 3の欄は、次によること。

【(1)～(3) 略】

(4) ⑤の欄は、次によること。

【ア 略】

イ 認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は認

別表第一号 【同左】

【様式同左】

【注1～7 同左】

8 【同左】

【(1)～(4) 同左】

(5) 【同左】

【ア 同左】

イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

【ウ・エ 同左】

【9～13 同左】

別表第一号の二 【同左】

【様式同左】

【注1～7 同左】

8 【同左】

【(1)～(3) 同左】

(4) 【同左】

【ア 同左】

イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の

定計画の認定の番号及び認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者が指定周波数等において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

【ウ 略】

【9～11 略】

別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第5の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

【様式 略】

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

區別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4(注) 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	(注) 認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を除く。

【2・3 略】

【2～4 略】

5 4の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

(5) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局(法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上

認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

【ウ 同左】

【9～11 同左】

別表第二号第2 【同左】

【同左】

【様式 同左】

注1 【同左】

區別	記載する欄	備考
1 【同左】	【同左】	(注) 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を除く。

【2・3 同左】

【2～4 同左】

【5 同左】

【(1)～(4) 同左】

(5) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び

に開設する移動する無線局に限る。)並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、(4)の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合には、(2)の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体としての業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

〔6〕 略]

〔6～17 略]

18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1) 移動しない無線局の場合(高高度基地局、PHSの基地局、携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信(設備規則第3条第4号の7に規定する無線通信をいう。以下同じ。))を行う基地局、ローカル5G(設備規則第3条第15号に規定するシステムをいう。以下同じ。)の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。)

〔ア～ウ 略]

〔2〕 略]

(3) 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局、ローカル5Gの基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の場合

〔ア・イ 略]

〔4～(6) 略]

〔19～25 略]

別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。)及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるも

2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、(4)の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合には、(2)の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体としての業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

〔6〕 同左]

〔6～17 同左]

18 [同左]

(1) 移動しない無線局の場合(高高度基地局、PHSの基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル5G(設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。)の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。)

〔ア～ウ 同左]

〔2〕 略]

(3) 携帯無線通信を行う基地局、ローカル5Gの基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の場合

〔ア・イ 同左]

〔4～(6) 同左]

〔19～25 同左]

別表第二号の三第1 [同左]

のとして認めた場合は、それによることができる。）

〔様式略〕

〔注 1～17 略〕

18 17の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

〔11・(2) 略〕

③ 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第32条の24の2に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載すること

④ 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

〔19～22 略〕

23 22の欄は、次によること。

〔(1)～(6) 略〕

(7) 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げるものうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

〔(8)・(9) 略〕

〔24～37 略〕

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔様式略〕

〔注 1～13 略〕

14 13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

この場合において、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第32条の24の2の規定に基づく非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載することとし、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz 何kHz間隔 何波」、 「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

〔様式同左〕

〔注 1～17 同左〕

18 〔同左〕

〔(1)・(2) 同左〕

〔新設〕

③ 〔同左〕

〔19～22 同左〕

23 〔同左〕

〔(1)～(6) 同左〕

(7) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げるものうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

〔(8)・(9) 同左〕

〔24～37 同左〕

別表第二号の四 〔同左〕

〔様式同左〕

〔注 1～13 同左〕

14 13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz 何kHz間隔 何波」、 「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

る。

[15～29 略]

別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(第12条第2項及び第25条第1項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[様式 略]

[注1～5 略]

6 2の欄は、次によること。

[1]～[3] 略]

(4) ④の欄の記載は、次のよること。

ア 認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

[イ～エ 略]

[7～9 略]

別表第五号の二 認定計画の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8の2において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

認定計画承継申請書 (届出書)

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(注1)

記

[1 略]

2 承継に係る認定計画(注3)

[①・② 略]

[15～29 同左]

別表第四号 [同左]

[様式 同左]

[注1～5 同左]

6 [同左]

[1]～[3] 同左]

(4) [同左]

ア 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

[イ～エ 同左]

[7～9 同左]

別表第五号の二 [同左]

認定計画承継申請書 (届出書)

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(注1)

記

[1 同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

③ 認定特定基地局開設者の氏名、商号又は名称	
④ 略	

[3] 略

4 各手続に係る個別事項(注1)(注5)

電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

[①～③] 略

④ 認定特定基地局開設者の地位の承継を必要とする理由

[⑤～⑧] 略

電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

[①・②] 略

③ 認定特定基地局開設者の地位の承継を必要とする理由

[④～⑦] 略

5 添付書類(注1)

(1) 電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続

認定特定基地局開設者の地位を承継した事実を証する書面

相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定特定基地局開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

[略]

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定特定基地局開設者の地位を承継する法人の定款案

[③] 略

[6] 略

[注1] 略

[2] 略

3 2の欄は、次によること。

[①・②] 略

(3) ③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定基地局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

[④] 略

[4～8] 略

別表第五号の四 特定高周波数無線局の開設の認定の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8の

③ 認定開設者の氏名、商号又は名称	[同左]
④ 同左	

[3] 同左

4 [同左]

[同左]

[①～③] 同左

④ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

[⑤～⑧] 同左

[同左]

[①・②] 同左

③ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

[④～⑦] 同左

5 [同左]

(1) [同左]

認定開設者の地位を承継した事実を証する書面

相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) [同左]

[同左]

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定開設者の地位を承継する法人の定款案

[③] 同左

[6] 同左

[注1] 同左

[2] 同左

3 [同左]

[①・②] 同左

(3) ③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

[④] 同左

[4～8] 同左

[新設]

8において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定高周波数無線局の開設の認定承継申請書（届出書）

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したので、同法第27条の20の5において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）

記

1 申請（届出）者（注2）

住 所	都道府県一市区町村コード 〒（ ー ）
氏名又は名称及び代表者 氏名	フリガナ
法人番号	

2 承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定（注3）

① 認定の番号	
② 認定の年月日	
③ 認定特定高周波 数無線局開設者の 氏名、商号又は名 称	
④ 認定の有効期間	

3 電波法第27条の20の3第3項第2号に規定する価額競争の参加者の資格（注1）（注4）

① 価額競争実施指針の告示

<input type="checkbox"/> ①に定める価額競争実施指針の参加者の資格の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--	---

4 各手続に係る個別事項（注1）（注5）

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

③ 合併又は分割の理由

④ 認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

② 事業の譲受けの理由

③ 認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由

5 添付書類（注1）

(1) 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続

認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継した事実を証する書面

相継人が2人以上ある場合において、その協議により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継すべき相継人を定めたときは、他の相継人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に關する意思の決定を証するに足りる書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継する法人の定款案

(3) 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

事業の譲渡に關する契約書の写し

譲受人が法人であるときは、その定款

譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に關する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJISX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載することただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

2 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア 法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ 法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(2) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること。

(2) ②の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定を受けた年月日を記載すること

(3) ③の欄は、法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定高周波数無線局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

④の欄は、法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項又は第3項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

4 3の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、承継に係る認定特定高周波数無線局開設者の価額競争実施指針の告示番号を記載すること。

(2) ②の欄は、①に記載した価額競争実施指針の参加者の資格の有無について、該当する□にし印を付けること。なお、価額競争実施指針の参加者の資格の有るの欄に記載した場合は、併せて価額競争実施指針の参加者の資格を有する事実を証する書面を添付すること。

5 該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

6 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号の九 特定高周波数無線局の開設の認定取消申請書の様式（第25条の8の6第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定高周波数無線局の開設の認定取消申請書

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第27条の20の4第3項の規定により、特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを受けたので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注1）

住所	都道府県一市区町村コード 〒（—）
氏名又は名称及び代表者 氏名	フリガナ

[新設]

法人番号	
<u>2</u> 認定の取消しに係る事項	
<u>①</u> 認定の番号	
<u>②</u> 認定の年月日	
<u>③</u> 当該認定を取り消すべき理由	
<u>④</u> 備考	

注1 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJISX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 2 2の欄は、次によること。
- (1) ①の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること。
 - (2) ②の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定の年月日を記載すること
 - (3) ③の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定を取り消すべき理由を記載すること。この場合において、施行規則第11条の2の13に定める特定高周波数無線局の

<p>開設の認定の取消しを行わない特別の事情への該当の有無を明確にすること。</p> <p>(4) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。</p> <p>3 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別紙に定める規格の用紙に適宜記載すること。</p> <p>別表第十一号 外国の無線局等の運用許可申請書の様式(第30条の2第4項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p style="text-align: center;">外国の無線局等の運用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(何) 総合通信局長 殿 (注1)</p> <p>法第103条の7の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を運用したいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[1～3 略]</p> <p>[注1～5 略]</p>	<p>別表第十一号 外国の無線局等の運用許可申請書の様式(第30条の2第4項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p style="text-align: center;">外国の無線局等の運用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(何) 総合通信局長 殿 (注1)</p> <p>法第103条の6の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を運用したいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>[注1～5 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局運用規則の一部改正)

第四条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第三百三十七条の二 「略」</p> <p>2 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム、設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信(携帯無線通信を除く。)又は同条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号(1)中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。</p>
改正前	<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第三百三十七条の二 「同上」</p> <p>2 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号(1)中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第五条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

		改正後		改正前	
<p>第十四条の二 人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>一 無線局の無線設備（送信中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。</p>		<p>（人体にばく露される電波の許容値）</p>		<p>（人体にばく露される電波の許容値）</p>	
<p>第十四条の二 人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>一 無線局の無線設備（送信中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。</p>		<p>第十四条の二 「同上」</p>		<p>第十四条の二 「同上」</p>	
<p>無線局</p>		<p>周波数帯</p>		<p>測定項目</p>	
<p>〔1〕 略</p>		<p>〔略〕</p>		<p>〔略〕</p>	
<p>〔2〕 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又はリア周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局</p>		<p>〔略〕</p>		<p>〔略〕</p>	
<p>〔3〕 略</p>		<p>〔略〕</p>		<p>〔略〕</p>	
<p>〔2〕 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又はリア周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局</p>		<p>〔同上〕</p>		<p>〔同上〕</p>	
<p>〔3〕 同上</p>		<p>〔同上〕</p>		<p>〔同上〕</p>	
<p>〔2〕 同上</p>		<p>〔同上〕</p>		<p>〔同上〕</p>	
<p>〔3〕 同上</p>		<p>〔同上〕</p>		<p>〔同上〕</p>	
<p>〔2〕 同上</p>		<p>〔同上〕</p>		<p>〔同上〕</p>	
<p>〔3〕 同上</p>		<p>〔同上〕</p>		<p>〔同上〕</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。

（特定無線局の開設の根本的基準の一部改正）

第六条 特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(電気通信業務を行う特定無線局)

第二条 包括免許に係る二以上の特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

「一〇四 略」

五 〓 それらの局が法第二十七條の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるとき

は、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針(同項に規定する価格競争実施指針をいう。次条八号において同じ。)の規定に基づくものであること。

六 〓 略」

(その他の特定無線局)

第三条 包括免許に係る二以上の特定無線局であつて、前条に規定する特定無線局以外のものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

「一〇七 略」

八 〓 それらの局が法第二十七條の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるとき

は、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針の規定に基づくものであること。

備考 表中の「〓」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正前

(電気通信業務を行う特定無線局)

第二条 「同上」

「一〇四 同上」

「新設」

五 〓 「同上」

(その他の特定無線局)

第三条 「同上」

「一〇七 同上」

「新設」

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第十三条第一項及び第二十七条の五第三項を実施するた
め、平成二十九年総務省告示第三百十号（電波法施行規則第八条第一項の規定に基づくコミュニテイ
放送を行う地上基幹放送局等のうち二、五四五MHz を超え二、五七五MHz 以下及び二、五九五MHz を
超え二、六四五MHz 以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務
大臣が別に告示で定める日）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ
る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第八条第一項の規定に基づき、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう）及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る以下同じ。）並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を次のように定め、平成二十九年十月一日から施行する。</p> <p>なお、平成二十三年総務省告示第二百七十五号（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局について同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件）は、平成二十九年九月三十日限り廃止する。</p> <p>【一・二略】</p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第八条第一項の規定に基づき、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信の無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を次のように定め、平成二十九年十月一日から施行する。</p> <p>なお、平成二十三年総務省告示第二百七十五号（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局について同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件）は、平成二十九年九月三十日限り廃止する。</p> <p>【一略】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

出 発 地	出 発 地
<p>[1～5 同左]</p> <p>6 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局（以下この項において「基地局等」という。）並びに広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <p>[表 略]</p> <p>[注 略]</p> <p>[7～9 略]</p>	<p>[1～5 同左]</p> <p>6 携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局（以下この項において「基地局等」という。）並びに広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <p>[表 同左]</p> <p>[注 同左]</p> <p>[7～9 同左]</p>

備考 表中の「」は記載を省略する。

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十八条第二項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十五号（無線局免許手続規則第十八条第二項の規定に基づく再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>「一〇七」 八 包括免許に係る特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの（携帯無線通信を行う無線局（電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう。）及び当該電気通信業務用基地局の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）及び広帯域移動無線アクセスシステムの通信の無線局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を除く。）</p>	<p>「一〇七」 八 包括免許に係る特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するもの（携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を除く。）</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

各 出 発	各 出 幅
<p>第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第3条第4号の7に規定するものをいう。以下同じ。））（以下「<u>携帯無線通信等</u>」という。）を行う基地局、高高度基地局並びに陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領</p> <p>[1～3 略]</p> <p>[第2 略]</p> <p>第3 <u>携帯無線通信等</u>を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 無線設備等</p> <p>[一・一の二 略]</p> <p>二 電気的特性</p> <p>[表 略]</p> <p>[注1・注2 略]</p> <p>注3 <u>携帯無線通信等</u>（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。</p> <p>[注4 略]</p> <p>三 総合試験</p> <p>検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうか</p>	<p>第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>[第2 同左]</p> <p>第3 <u>携帯無線通信</u>を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[一・一の二 同左]</p> <p>二 [同左]</p> <p>[表 同左]</p> <p>[注1・注2 同左]</p> <p>注3 <u>携帯無線通信</u>（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。</p> <p>[注4 同左]</p> <p>三 [同左]</p> <p>[同左]</p>

かを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。なお、無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

総合試験の方法等	検査の成績
【1 略】	【略】
2 携帯無線通信等の基地局等及び陸上移動中継局にあつては、任意の1チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	【略】
【3 略】	【略】

【注 略】

総合試験の方法等	検査の成績
【1 同左】	【同左】
2 携帯無線通信の基地局等及び陸上移動中継局にあつては、任意の1チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	【同左】
【3 同左】	【同左】

【注 同左】

備考 表中の【】の記号は凡記でない。

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

給 出 総

給 出 編

<p>【1・2 略】 3 無線設備等 【一・一の二 略】 二 電気的特性</p>	<p>【1・2 同左】 3 【同左】 【一・一の二 同左】 二 【同左】</p>
<p>点検の項目</p>	<p>点検の項目</p>
<p>1 周波数</p>	<p>1 【同左】</p>
<p>2 スプレッドスペクトルの強度</p>	<p>2 【同左】</p>
<p>【ア～オ 略】</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び<u>シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信</u>（設備規則第3条第4号の7に規定するものをいう。）（以下「<u>携帯無線通信等1</u>という。）を行う基地局、<u>高高度基地局</u>（以下「<u>基地局等</u>」という。）並びに<u>陸上移動中継局</u>、<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び<u>陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局</u>（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあつては、次のとおりとする。</p> <p>【(7)・(4) 略】</p>	<p>【ア～オ 同左】</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、<u>高高度基地局</u>（以下「<u>基地局等</u>」という。）及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び<u>陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局</u>（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあつては、次のとおりとする。</p> <p>【(7)・(4) 同左】</p>
<p>【ア～キ 略】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信等</u>を行う基地局等及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>の基地局及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局</u>にあつては、次のとおりとする。</p> <p>【(7)～(4) 略】</p>	<p>【ア～キ 同左】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>の基地局及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局</u>にあつては、次のとおりとする。</p>

3 不要発射の強度	<p>【ア～キ 略】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>【(7)～(8) 略】</p>
4 占有周波数帯幅	<p>【ア・イ 略】</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>
5 空中線電力	<p>【ア～サ 略】</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>【(7) 略】</p> <p>(4) 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作成させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作成させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置によ</p>

3	<p>【同左】</p> <p>【(7)～(8) 同左】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>【(7)～(8) 同左】</p>
4	<p>【同左】</p> <p>【ア・イ 同左】</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>
5	<p>【同左】</p> <p>【ア～サ 同左】</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、<u>携帯無線通信</u>を行う基地局等及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>【(7) 同左】</p> <p>(4) 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作成させたときの電力を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作成させたときの電力の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときのパイロット信号電力等を測定して換算する。また、トンネル内に設置された無線設備であって</p>

	る停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。 〔4〕 略
〔6～21 略〕	

	、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。 〔4〕 同左
〔6～21 同左〕	

〔注1～注3 略〕

注4 携帯無線通信等（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

〔注5 略〕

〔三 略〕

〔注1～注3 同左〕

注4 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

〔注5 同左〕

〔三 同左〕

備考 第59の13の記載を改正する。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項及び第二項の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の 総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 「一 14 略」</p> <p>15) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行 う陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>「二 略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>「一 14 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第一号へ、第四十九条の六の十第一項第一号へ、第四十九条の六の十二第一項第一号へ及び第二項第一号へ、第四十九条の六の十三第一項第一号へ、第四十九条の二十九第一項第一号ホ並びに第四十九条の二十九の二第一項第一号ホの規定に基づき、令和六年総務省告示第二百七十八号（無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信(二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数の搬送波を使用するものを除く。)を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号。以下「無線局根本基準」という。)第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局を除く。及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信は、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数を使用する通信であつて、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセスシステムの基地局(無線局根本基準第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局を除く。)の免許人を提供主体とする電気通信業務の用に供するものとする。</p>	<p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(無線局(基幹放送局を除く。))の開設の根本的基準(昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号。以下「無線局根本基準」という。)第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局を除く。及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信は、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数を使用する通信であつて、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセスシステムの基地局(無線局根本基準第三条第二号の二に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステム及び同号に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局を除く。)の免許人を提供主体とする電気通信業務の用に供するものとする。</p>

○ 総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>[第1章～第5章の2 略]</p> <p>第5章の3 価額競争の実施に必要な事項の<u>審査</u> (第17条の7—第17条の10)</p> <p>[第6章～第14章 略]</p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 (無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものだけに限り審査の対象とする。</p> <p>[1] 略]</p> <p>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあつては法第27条の14第6項の規定、特定高周波数無線局にあつては法第27条の20の3第7項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p>(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用(基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジ</p>	<p>目次</p> <p>[第1章～第5章の2 同左]</p> <p>第5章の3 価額競争の実施に必要な事項の<u>審査</u></p> <p>[第6章～第14章 同左]</p> <p>第2章 [同左]</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[1] 同左]</p> <p>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあつては、法第27条の14第6項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。</p> <p>[ア～エ 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は基幹放送用(基幹放送の種類がマルチメディア放送又は標準テレビジ</p>

ョン放送の無線局の場合に限る。)であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定特定基地局開設者であること。さらに、特定高周波数無線局にあつては、この規定にかかわらず、免許の主体が当該特定高周波数無線局に係る認定特定高周波数無線局開設者であること。

[イ 略]

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域が当該特定基地局に係る認定計画に照らし適正なものであること。また、特定高周波数無線局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項が当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針に照らし適正なものであること。

[エ～ク 略]

[4)～(14) 略]

第5章の3 価額競争の実施に必要な事項等の審査

(特定高周波数無線局の開設の認定に係る周波数又は区域の指定の変更)

第17条の8 法第27条の20の3 第12項の特定高周波数無線局の開設の認定に係る指定周波数又は指定区域の変更の申請書を受理したときは、希望する周波数又は区域が価額競争実施指針に定める特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域その他の当該周波数の使用に関する事項に適合するものであるかどうかを審査し、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために相当であると認められるときは、指定を変更する。

(特定高周波数無線局の開設の認定の取消し)

第17条の9 法第27条の20の4 第3項の特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの申請書を受理したときは、認定を取り消すべき理由が認定の取消しを行わない特別の事情に該当するものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、当該申請に係る特定高周波数無線局の開設の認定及び当該認定に係る特定高周波数無線局の免許を取り消すものとする。

(認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継の許可)

第17条の10 法第27条の20の5において準用する法第20条第2項及び第3項の許可の申請書を受理したときは、第17条の7の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

[第1・第2 略]

第3 陸上移動業務の局

1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。

[(1)～(4) 略]

(5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、施行規則第3条第5号の「その他これらに準ずる水域」とは、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して当該通信網

ョン放送の無線局の場合に限る。)であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定特定基地局開設者であること。

[イ 同左]

ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域が当該特定基地局に係る認定計画に照らし適正なものであること。

[エ～ク 同左]

[4)～(14) 同左]

第5章の3 価額競争の実施に必要な事項の審査

[新設]

[新設]

[新設]

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

[第1～第24 同左]

第3 [同左]

1 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、施行規則第3条第5号の「その他これらに準ずる水域」とは、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して当該通信網

内の通信を行うことを主たる目的とするもの（携帯無線通信を行うもの、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行うもの、デジタルMCA陸上移動通信を行うもの及び高度MCA陸上移動通信を行うもの並びに広帯域移動無線アクセスシステムに係るもの及びローカル5Gに係るものを除く。）にあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）とする。

〔(6)～(13) 略〕

〔2～16 略〕

〔第4～第24 略〕

第25 地球局及び携帯基地地球局

〔1・2 略〕

3 27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を送信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、26.8GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用する無線局（携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）に限る。）及び法第27条の20の3第7項の規定に基づく認定（26.8GHzから27.0GHzまでの周波数を指定しているものに限る。また、法第27条の20の3第13項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）の有効期間中に開設される特定高周波数無線局（既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）を除く。）の免許人との間で周波数の使用又は共用について合意していること。ただし、当該地球局及び携帯基地地球局が当該無線局及び当該特定高周波数無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

〔別図第1号～第45号 略〕

〔第26 略〕

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

〔第1 略〕

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

〔(1)～(15) 略〕

(16) 携帯無線通信を行う無線局等（26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）

〔ア～ウ 略〕

エ 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

(ア) 基地局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、Cに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない（25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の

内の通信を行うことを主たる目的とするもの（携帯無線通信を行うもの、デジタルMCA陸上移動通信を行うもの及び高度MCA陸上移動通信を行うもの並びに広帯域移動無線アクセスシステムに係るもの及びローカル5Gに係るものを除く。）にあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）とする。

〔(6)～(13) 同左〕

〔2～16 同左〕

〔第4～第24 同左〕

第25 〔同左〕

〔1・2 同左〕

3 27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を送信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局（携帯無線通信を行う既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）に限る。）及び法第27条の14第1項の規定に基づく認定（27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を指定しているものに限る。）を受けた開設計画（法第27条の15第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局（既設のもの（予備免許を受けているものを含む。）を除く。）の免許人との間で周波数の共用について合意していること。ただし、当該地球局及び携帯基地地球局が当該電気通信業務の無線局及び当該特定基地局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

〔別図第1号～第45号 同左〕

〔第26 同左〕

別紙2 〔同左〕

〔第1 同左〕

第2 〔同左〕

1 〔同左〕

〔(16)～(15) 同左〕

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

〔ア～ウ 同左〕

エ 〔同左〕

〔同左〕

(ア) 〔同左〕

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、Cに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

電波を使用する基地局及び陸上移動中継局を除く。)

[A～C 略]

[(イ)～(エ) 略]

[オ～キ 略]

ク 工事設計書等

[(ア)～(ケ) 略]

(コ) 25.8GHzを超え26.2GHz以下又は27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局であって、屋外に設置するものについては、空中線の仰角が0度以下であること。また、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り通常水平以下となるようにすること。

(サ) 25.8GHzを超え26.2GHz以下又は27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局のうち、ビームあたりの等価等方輻射電力が30dBW/200MHzを超えるものについては、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り対地静止衛星の軌道から7.5度以上離れていること。ただし、対地静止衛星の軌道に対して見通しが無い場合は、この限りでない。

ケ 周波数の指定

[(ア)～(ス) 略]

(セ) 令和13年5月31日までの間においては、25.5GHzを超え26.5GHz以下の周波数の電波を使用する固定無線アクセスシステムの無線局の免許人との間で、混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

(ソ) 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される25.5GHzを超え26.5GHz以下の周波数の電波を受信する既設の受信設備（特定高周波数無線局の開設の認定の日以降に新たに設置されるものにあつては認定特定高周波数無線局開設者とその設置について合意したものに限る。）に関し、当該人工衛星局又は地球局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

[コ～ソ 略]

タ その他

[(ア)～(オ) 略]

(カ) 設備規則第49条の6の12及び第49条の6の13に規定する無線設備を使用する基地局及び高高度基地局（以下このタにおいて「5G基地局等」という。）の開設（既に開設している基地局及び高高度基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、5G基地局等が特定基地局である場合には、当該計画等の内容の記載を省略することができるほか、他の周波数帯に係る既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容又は既に

[A～C 同左]

[(イ)～(エ) 同左]

[オ～キ 同左]

ク [同左]

[(ア)～(ケ) 同左]

(コ) 27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局であつて、屋外に設置するものについては、空中線の仰角が0度以下であること。また、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り通常水平以下となるようにすること。

(サ) 27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局のうち、ビームあたりの等価等方輻射電力が30dBW/200MHzを超えるものについては、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り対地静止衛星の軌道から7.5度以上離れていること。ただし、対地静止衛星の軌道に対して見通しが無い場合は、この限りでない。

[(ア)～(ス) 同左]

[新設]

[新設]

[コ～ソ 同左]

タ [同左]

[(ア)～(オ) 同左]

(カ) [同左]

免許を受けた無線局に係る計画等（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請しようとする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。）の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合には、その旨及び当該既に認定を受けた特定基地局の開設計画の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。

A 設置しようとする5G基地局等の無線設備及び当該5G基地局等の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[B 略]

(キ) 5G基地局等の免許に際しては、法第104条の2の規定により、次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[(17)・(18) 略]

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア 略]

イ 免許主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(19)において同じ。）であって、次に掲げる以外の者であること。

[(ア) 略]

(イ) 携帯無線通信（25.8GHzから26.2GHzまで又は26.8GHzから27.0GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(19)において同じ。）を行う無線局の免許人

[(ウ)～(セ) 略]

[ウ～セ 略]

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。）の無線局

[ア 略]

イ 免許主体

(ア) 基地局及び陸上移動中継局

A 設置しようとする5G基地局等の無線設備及び当該5G基地局等の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[B 同左]

(キ) [同左]

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[(17)・(18) 同左]

(19) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

[同左]

[(ア) 同左]

(イ) 携帯無線通信を行う無線局の免許人

[(ウ)～(セ) 同左]

[ウ～セ 同左]

(20) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

(ア) [同左]

電気通信事業者（電気通信事業者になる見込みのあるものを含む。（イ）において同じ。）であって、次に掲げる条件に適合するものであること。

A 携帯電話事業者（携帯無線通信を行う無線局（法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）の免許を受けた者をいう。以下このイにおいて同じ。）ではないこと。

[B～D 略]

[(イ) 略]

[ウ～ス 略]

シ 5G基地局の導入計画等

設備規則第49条の29の2に規定する無線設備を使用する基地局（以下この(20)において「5G基地局」という。）を申請者が全国において初めて開設（既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）する申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

[(ア) 略]

(イ) 設置しようとする5G基地局の無線設備及び当該5G基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[(ウ)～(カ) 略]

ス その他

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 5G基地局の免許に際しては、法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[(エ) 略]

[(21)～(23) 略]

[2・3 略]

4 その他

[(1)～(8) 略]

(9) 22GHz帯(22GHzを超え22.4GHz以下及び22.6GHzを超え23GHz以下)、26GHz帯(25.25GHzを超え27GHz以下)又は38GHz帯(38.5GHzを超え39.05GHz以下)の周波数の電波を使用する陸上

[同左]

A 携帯電話事業者（携帯無線通信を行う無線局の免許を受けた者をいう。以下このイにおいて同じ。）ではないこと。

[B～D 同左]

[(イ) 同左]

[ウ～ス 略]

シ [同左]

[同左]

[(ア) 同左]

(イ) 設置しようとする5G基地局の無線設備及び当該5G基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[(ウ)～(カ) 同左]

ス [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) [同左]

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[(エ) 略]

[(21)～(23) 略]

[2・3 同左]

4 その他

[(1)～(8) 略]

(9) [同左]

移動業務の無線局

22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行うものを除く。）の審査は、次の要領により行う。

[10～15 略]

16 ローカル5Gの無線局

[ア 略]

イ 電気通信業務用

(ア) 免許主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(16)において同じ。）であって、次に掲げる者以外の者であること。

A 携帯無線通信（25.8GHzから26.2GHzまで又は26.8GHzから27.0GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(16)において同じ。）を行う無線局の免許人

[B 略]

[(イ)～(サ) 略]

[ウ 略]

[別紙16-1～別紙16-5 略]

17 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア 略]

イ 電気通信業務用

(ア) 免許主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(17)において同じ。）であって、次に掲げる以外の者であること。ただし、ローカル5Gのアンカーとして自営等BWAの無線局を開設しようとする者に限り、電気通信事業者であって、次のA及びBに掲げる以外の者であること。

[A 略]

B 携帯無線通信（25.8GHzから26.2GHzまで又は26.8GHzから27.0GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(17)において同じ。）を行う無線局の免許人

[C～N 略]

[(イ)～(コ) 略]

[ウ 略]

[別紙17-1～別紙17-3 略]

[18～20 略]

22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の審査は、次の要領により行う。

[10～15 同左]

16 [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

(ア) [同左]

[同左]

A 携帯無線通信を行う無線局の免許人

[B 同左]

[(イ)～(サ) 同左]

[ウ 同左]

[別紙16-1～別紙16-5 同左]

17 [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

(ア) [同左]

[同左]

[A 同左]

B 携帯無線通信を行う無線局の免許人

[C～N 同左]

[(イ)～(コ) 同左]

[ウ 同左]

[別紙17-1～別紙17-3 同左]

[18～20 同左]

[新設]

(2) 26GHz帯（25.8GHzを超え26.2GHz以下及び26.8GHzを超え27GHz以下）の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局（25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局を除く。）

ア 用語の意義

(ア) 「基地局」とは、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局をいう。

(イ) 「陸上移動中継局」とは、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動中継局をいう。

(ウ) 「陸上移動局」とは、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局をいう。

(エ) 「業務用無線局」とは、電気通信役務を提供するために開設する基地局又は陸上移動局をいう。

(オ) 「機能試験用無線局」とは、基地局又は陸上移動局の無線設備の機能試験又は調整を行うために開設する基地局又は陸上移動局をいう。

(カ) 「無線回線制御局」とは、基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する制御局をいう。

(キ) 「業務区域」とは、申請に係る基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（中継を行うものに限る。）並びにそれらの通信の相手方である陸上移動局（中継を行うものを除く。）を用いて業務を行う区域をいう。

(ク) 「同期」とは、送信バースト繰り返し周期、基地局及び陸上移動局の送信バースト長の最大値並びに送受信のタイミングを同一とすることをいう。

イ 25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用又は一般業務用の無線局

(ア) 無線局の目的

公共業務用又は一般業務用であること。

(イ) 免許主体

公共業務用無線局にあつては公共業務を行う者、一般業務用無線局にあつては一般業務を行う者であること。

(ウ) 免許の単位

フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、一の構内（公衆地下街、工業団地その他のこれに準ずる区域内を含む。）又は一の建物内に送信設備を設置するものにあつては、原則として、それぞれの区域ごとであること。

(エ) 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

A 基地局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

- (A) 免許人所属の陸上移動中継局
- (B) 免許人所属の陸上移動局
- (C) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

B 陸上移動中継局

次に掲げる無線局の組合せによるものであること。

- (A) 免許人所属の基地局
- (B) 免許人所属の陸上移動中継局
- (C) 免許人所属の陸上移動局
- (D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

C 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

- (A) 免許人所属の基地局
- (B) 免許人所属の陸上移動中継局
- (C) 免許人所属の陸上移動局
- (D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局
- (E) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局
- (F) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(オ) 無線設備の設置場所等

A 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

- (A) 当該免許人の指定された周波数の使用区域内であること。
- (B) 空中線と送受信装置が同一構内にない場合は、空中線及び送受信装置の位置をそれぞれ無線設備の設置場所として無線局事項書に記載されていること。
- (C) 送受信装置を共用している場合であっても、送受信装置が、異なる二以上の空中線に接続されているときは、空中線の位置ごとに基地局とみなす。ただし、同一構内に空中線が設置されている場合はこの限りでない。
- (D) 主たる無線回線制御局を基地局の制御所としてとらえ、当該基地局の無線局事項書の「無線設備の設置場所又は移動範囲」の欄に局名及び設置場所が記載されていること。
- (E) フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。ただし、特定陸上移動中継局であって、空中線電力が40mW以下のものは、無線設備の全部又は一部の設置場所を屋外とすることができる。

B 陸上移動局の無線設備の常置場所

当該免許人の指定された周波数の使用区域内であって、当該免許人の自宅又は事業所等の所在地であること。

C 陸上移動局の移動範囲

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の指定された周波数の使用区域内であること。

(カ) 回線構成

基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備及び伝送路設備によって構成されるものであること。

(キ) 工事設計書等

A 基地局及び陸上移動中継局の無線設備の工事設計書

実効輻射電力が5MHzの帯域幅当たり6,000W以下となるものであること。

B 陸上移動局の無線設備の工事設計書

空中線利得は、実効輻射電力が10W以下となる範囲のものであること。

C 基地局の工事設計書の「発射する電波の型式及び周波数」の欄は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が記載されていること。

D 陸上移動中継局の無線設備の工事設計書

(A) 受信した電波を中継増幅し、再度、送出する陸上移動中継局は、当該送信装置の発射可能な周波数（当該免許人に割り当てられた周波数に限る。）が参考事項欄に記載されていること。

(B) 受信した電波の周波数を他の周波数に変換して送出する陸上移動中継局は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が参考事項欄に記載されていること。

E 受信した電波を中継増幅し、再度、送出する陸上移動中継局にあつては、空中線電力が一定値を超えないよう、自動的に制御する機能を有すること。

F 屋外に設置する基地局については、空中線の仰角が0度以下であること。また、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り通常水平以下となるようにすること。

G ビームあたりの等価等方輻射電力が30dBW/200MHzを超える基地局については、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り対地静止衛星の軌道から7.5度以上離れていること。ただし、対地静止衛星の軌道に対して見通しが無い場合は、この限りでない。

(ク) 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

A 令和13年5月31日までの間においては、25.5GHzを超え26.5GHz以下の周波数の電波を使用する固定無線アクセスシステムの無線局の免許人との間で、混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

B 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される25.5GHzを超え26.5GHz以下の周波数の電波を受信する既設の受信設備（特

定高周波数無線局の開設の認定の日以降に新たに設置されるものにあつては認定特定高周波数無線局開設者とその設置について合意したものに限る。） に関し、当該人工衛星局又は地球局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

(ケ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

A 基地局

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、空間分割多重方式を用いる無線設備であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となつて機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

(B) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値（動作する増幅部の組合せが複数ある場合には、当該組合せによる定格出力のうち最大の値）を指定する。

B 陸上移動中継局及び陸上移動局

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。

C 陸上移動局

送信に際して使用できる最大の値とする。

(コ) 他の無線局との干渉調整

他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置（近接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあつては、当該他の無線局の免許人等との調整を含む。）を講ずるものであること。

(サ) その他

A 特定高周波数無線局にあつては、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針に照らして適切なものであること。

B 基地局の開設（既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、当該基地局が特定高周波数無線局である場合には、当該計画等の内容の記載を省略することができるほか、他の周波数帯に係る既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容若しくは特定高周波数無線局に係る価額競争の参加申請書の内容又は既に免許を受けた無線局に係る計画等（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請しようとする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。）の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合には、その旨及び当該既に認定を

受けた特定基地局の開設計画若しくは特定高周波数無線局の開設の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。

(A) 設置しようとする基地局の無線設備及び当該基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

(B) Aの電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（サイバーセキュリティ確保のための取組を含む。）に関する計画及びその根拠

C 5G基地局の免許に際しては、法第104条の2の規定により、次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

ウ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局

(ア) 免許主体

免許主体は、次の条件（陸上移動局の免許主体にあつては、B及びCを除く。）に適合すること。

A 電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(20)において同じ。）であること。

B 携帯無線通信（25.8GHzを超え26.2GHz以下又は26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を行う無線局の免許人でないこと。

C 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzを超え2595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の無線局の免許人でないこと。

(イ) 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

A 基地局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

(A) 免許人所属の陸上移動中継局

(B) 免許人所属の陸上移動局

(C) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

B 陸上移動中継局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。

- (A) 免許人所属の基地局
- (B) 免許人所属の陸上移動中継局
- (C) 免許人所属の陸上移動局
- (D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

C 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること

- (A) 免許人所属の基地局
- (B) 免許人所属の陸上移動中継局
- (C) 免許人所属の陸上移動局
- (D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局
- (E) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局
- (F) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(ウ) 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

(エ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

- (A) 空中線と送受信装置が同一構内にない場合は、空中線及び送受信装置の位置がそれぞれ無線設備の設置場所として無線局事項書に記載されていること。
- (B) 送受信装置が異なる二以上の空中線に接続されているときは、空中線の位置ごとにそれぞれ一の基地局とする。ただし、同一構内に空中線が設置されている場合は、この限りでない。
- (C) フェムトセル基地局（設備規則第49条の6の12第2項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局をいう。以下この⑳において同じ。）については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

B 陸上移動局の無線設備の常置場所

- (A) 業務用無線局のもの
当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。
- (B) 機能試験用無線局のもの
当該電気通信事業者が開設する基地局の設置場所又は当該事業者の事業所の所在地であること。

C 陸上移動局の移動範囲

- (A) 業務用無線局のもの
陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であつて、当

該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

(B) 機能試験用無線局のもの

当該電気通信事業者の業務区域内であること。

(オ) 周波数の指定

周波数の指定は、別表1の範囲内のものであること。なお、占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が26.8GHzを超え27.0GHz以下の範囲内にある周波数を指定する。

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

A 基地局

1波当たりの空中線電力を指定する。ただし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 1無線設備当たり5dBm/MHz以下の値とする。

(B) 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値）を指定する。

(C) 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値とする。なお、動作する増幅部の組合せが複数ある場合は、当該組合せによる定格出力のうち、最大の値を指定する。

B 陸上移動中継局

1波当たりの空中線電力を指定することとし、送信ダイバーシチ又は空間分割多重技術を用いる無線設備であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

(A) 基地局と通信を行うもの

1無線設備当たり3.16W以下の値とする。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

1無線設備当たり5dBm/MHz以下の値とする。

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、3.16W以下の値とする。

D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）

(A) 基地局と通信を行うもの

1無線設備当たり200mW以下の値とする。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

1無線設備当たり200mW以下の値とする。

(キ) 無線設備の工事設計

無線設備の工事設計については、次の条件を満足するものであること。

A 基地局の工事設計

空中線利得は23dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が1無線設備あたり25dBm/MHz以下となる場合は、この限りではない。

屋外に設置するものについては、空中線の仰角が0度以下であること。また、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り通常水平以下となるようにすること。

ビームあたりの等価等方輻射電力が30dBW/200MHzを超えるものについては、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り対地静止衛星の軌道から7.5度以上離れていること。ただし、対地静止衛星の軌道に対して見通しがない場合は、この限りでない。

B 陸上移動中継局の工事設計

(A) 基地局と通信を行うもの

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が55dBm以下である場合は、この限りではない。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

空中線利得は23dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が1無線設備あたり25dBm/MHz以下となる場合はこの限りではない。

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の工事設計

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が55dBm以下である場合は、この限りではない。

D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の工事設計

(A) 基地局と通信を行うもの

空中線利得は20dBi以下であること。

(B) 陸上移動局と通信を行うもの

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、1無線設備あたり等価等方輻射電力が絶対利得20dBiの空中線に200mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、この限りではない。

(ク) 他の無線局との干渉調整等

他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置（近接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあつては、当該他の無線局の免許人等との調整を含む。）を講ずるものであること。また、次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

A 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する他の免許人所属の無線局

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行うものに限る。)

隣接する市町村(地方自治法第281条第1項に規定する特別区を含む。以下この項において同じ。)において同一の周波数の電波を使用する他の無線局の免許人

(特定高周波数無線局の開設の認定期間の終了日以降に新たに設置されるものにあつては、同一の市町村において同一の周波数の電波を使用する他の無線局の免許人を含む。)との間において、同期の確保、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避について調整を行い、その合意がなされているものであること。

B 27.0GHzを超え27.4GHz以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局
当該携帯無線通信を行う無線局の免許人との間において、同期の確保、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避について調整を行い、その合意がなされているものであること。

C 固定無線アクセスシステムの無線局

令和13年5月31日までの間において、基地局又は陸上移動中継局の申請にあつては、送信設備の設置場所から半径30kmの範囲内に設置されている26.65GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する固定無線アクセスシステムの無線局の免許人との間で、混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。

D 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される既設の受信設備

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される26.65GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を受信する既設の受信設備

(特定高周波数無線局の開設の認定の日以降に新たに設置されるものにあつては認定特定高周波数無線局開設者とその設置について合意したものに限る。)に関し、当該人工衛星局又は地球局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。

(ケ) 無線設備のサイバーセキュリティ対策の実施

基地局の申請については、次に掲げる書類が添付されていること。

A サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずる旨を記載した無線局事項書

B 伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料として、構成図、製造者名及び型式を記した資料(これらの電気通信設備のうち、申請者以外の者が設置するものについては、当該電気通信設備の設置主体を記した資料)

(コ) 将来の業務計画等(電気通信業務用基地局(法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。))及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。)

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

- A 設置しようとする基地局及び陸上移動中継局（以下この(コ)において「基地局等」という。）について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び基地局等の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠
- B 設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画並びに基地局等に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠
- C 関係法令の規定に基づく無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠
- D 基地局等の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠
- E 免許の有効期限までの各年度の末日における契約数の見込み及びその根拠
- F 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う問合せ先の周知及び基地局等の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所若しくは無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠
- G 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（2575MHzを超え2595MHz以下の周波数を使用するものを除く。）の免許人並びにそれ以外の者に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による基地局等の利用を促進するための計画及びその根拠
- H 携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠
- I 免許の有効期限までの各年度の末日における、都道府県ごとの基地局等の人口カバー率（特定の区域における四次メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する二分の一地域メッシュをいう。以下同じ。）（陸上を含むものであって、特定の基地局等（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の都道府県における四次メッシュ内の人口の合計で除した値をいう。）に関する計画
- J 免許の有効期限までの各年度の末日における、都道府県ごとの基地局等の面積カバー率（特定の区域における四次メッシュ（陸上を含むものであって、特定の基地

局等(屋内等に設置するものを除く。)とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。)の総数を、四次メッシュ(陸上を含むものに限る。)の総数で除した値をいう。)に関する計画

(サ) 免許の期間における業務の概要(電気通信業務用基地局(法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。)及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。)

現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等に照らして電波の有効利用が図られていること。

(シ) 使用周波数の移行計画の進捗状況(電気通信業務用基地局(法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。)及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。)

使用周波数の移行計画(電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令(平成14年総務省令第110号)第5条第1項第1号ヌに規定する使用周波数の移行計画をいう。)の進捗状況が、当該使用周波数の移行計画に係る有効利用評価(法第26条の3第1項に規定する有効利用評価をいう。)の結果を勘案して、適切であると認められること(法第27条の20に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。))。

(ス) その他

A 基地局は、免許の日から6か月以内に運用を開始するものであること。なお、正当な理由なく、免許の日から引き続き6か月を超えて運用がなされていないことが明らかとなった場合は、法第76条第4項第1号を適用すること。

B 基地局の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

エ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用及び一般業務用の無線局

公共業務用及び一般業務用の審査は、ウ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局((イ)通信の相手方、(オ)周波数の指定、(カ)空中線電力の指定、(キ)無線設備の工事設計、(ク)他の無線局との干渉調整等、(ケ)無線設備のサイバーセキュリティ対策の実施、(ス)その他)の基準を準用するほか、次の基準により行う。

(ア) 免許主体

免許主体は、次に掲げる以外の者であること。

A 携帯無線通信(25.8GHzを超え26.2GHz以下又は26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)を行う無線局の免許人

B 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzを超え2595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の無線局の免許人

(イ) 無線局の目的

公共業務用又は一般業務用であること。

(ウ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

(A) 空中線と送受信装置が同一構内にない場合は、空中線及び送受信装置の位置がそれぞれ無線設備の設置場所として無線局事項書に記載されていること。

(B) 送受信装置が異なる二以上の空中線に接続されているときは、空中線の位置ごとにそれぞれ一の基地局とする。ただし、同一構内に空中線が設置されている場合は、この限りでない。

(C) フェムトセル基地局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。

B 陸上移動局の無線設備の常置場所

当該免許人の自宅又は事業所等の所在地であること。ただし、機能試験用無線局にあつては、当該免許人が開設する基地局の設置場所又は当該免許人の自宅又は事業所の所在地であること。

C 陸上移動局の移動範囲

(A) 機能試験用無線局のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であつて、当該免許人の業務区域内であること。

(B) その他のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であつて、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること

[第3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信（26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この(1)において同じ。）を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ケ 略]

[(2)～(11) 略]

(12) 26GHz帯(25.25GHzを超え27GHz以下)又は38GHz帯(38.5GHzを超え39.05GHz以下)の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又

[第3 同左]

第4 [同左]

1 略

(1) [同左]

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ケ 同左]

[(2)～(21) 同左]

(12) 26GHz帯(25.25GHzを超え27GHz以下)又は38GHz帯(38.5GHzを超え39.05GHz以下)の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局

は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行うものを除く。)

[(13)～(22) 略]

[2～3 略]

4 その他の特定無線局

(1) ローカル5Gの特定無線局

ア 電気通信業務用ローカル5Gの特定無線局

電気通信業務用ローカル5Gの特定無線局の審査は、第2の4(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[(ア) 略]

(イ) 免許の主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(1)において同じ。）であって、次に掲げる以外の者であること。

A 携帯無線通信（25.8GHzから26.2GHzまで又は26.8GHzから27.0GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(1)において同じ。）を行う無線局の免許人

[B 略]

[(ウ)～(キ) 略]

[イ 略]

[(2) 略]

(3) 26GHz帯（25.8GHzを超え26.2GHz以下及び26.8GHzを超え27GHz以下）の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う特定無線局（25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う特定無線局を除く。)

ア 25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用又は一般業務用の特定無線局

25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用又は一般業務用の特定無線局の審査は、第2の4(20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

(ア) 用語の意義

本項(3)アにおいて使用する「収容可能無線局数」は、次のとおりとする。

A 陸上移動局（中継を行うものを除く。)

免許を受けようとしている者がその業務区域内に開設する基地局（その免許の有効期間中に開設することを予定しているものを含み、包括免許に係る特定無線局を除く。）が有する通信チャンネル数を64kbps換算した通信チャンネルの総数を、陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アーランで除した値。

B 陸上移動局（中継を行うものに限る。)

基地局の免許を受けた者が、申請に係る包括免許の有効期間中に業務区域に自ら

[(13)～(22) 同左]

[2～3 同左]

4 [同左]

(1) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア) 同左]

(イ) [同左]

[同左]

A 携帯無線通信を行う無線局の免許人

[B 同左]

[(ウ)～(キ) 同左]

[イ 同左]

[(2) 同左]

[新設]

開設することとなる基地局の数に50を乗じた値。

(イ) 免許の主体

公共業務用無線局にあつては公共業務を行う者、一般業務用無線局にあつては一般業務を行う者であること。

(ウ) 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること

(エ) 無線局の目的

公共業務用又は一般業務用であること。

(オ) 最大運用数

最大運用数は、次に合致することものであること。

A 指定無線局数は、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以降、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の運用計画等から妥当と認められるものであること。また、収容可能数から、当該包括免許以外の陸上移動局（既存の陸上移動局を包括免許とする予定のある場合は、その数を含む。）を差し引いた値を限度とする。

B 一の免許人が、一の陸上移動局に二の特定無線設備を搭載する場合は、特定無線設備の収容可能局数の和から、当該包括免許以外の指定無線局数から差し引いた値を限度とする。

(カ) 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

A 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、(D)、(E)若しくは(F)に掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。

(A) 免許人所属の基地局

(B) 免許人所属の陸上移動中継局

(C) 免許人所属の陸上移動局

(D) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局

(E) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局

(F) 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(キ) 電波の型式及び周波数

第2の4(20)によること。

(ク) 空中線電力の指定

包括免許の有効期間中に開設を予定するすべての空中線電力のうち、最大の値であること。

(ケ) 工事設計

A 設備規則第49条の6の12に掲げる規格に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

B 無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明又は工事設計認証を有するものであること。

C 技術基準適合証明の内容について、無線局事項書の「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に記載されたものに適合すること。

イ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の特定無線局
26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の特定無線局の
審査は、第2の4⑳に定める基準のほか、次の基準により行う。

(ア) 用語の意義

本項(3)イにおいて使用する「収容可能無線局数」は、次のとおりとする。

A 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

免許を受けようとしている電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局（その免許の有効期間中に開設することを予定しているものを含み、包括免許に係る特定無線局を除く。）が有する通信チャネル数を64kbps換算した通信チャネルの総数を、陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アールンで除した値。

B 陸上移動局（中継を行うものに限る。）

基地局の免許を受けた電気通信事業者が、申請に係る包括免許の有効期間中に業務区域に自ら開設することとなる基地局の数に50を乗じた値。

(イ) 免許の主体

免許主体は、電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(3)イにおいて同じ。）であつて、次に掲げる以外の者であること。

A 携帯無線通信（25.8GHzを超え26.2GHz以下又は26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）を行う無線局の免許人

B 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。）の無線局の免許人

(ウ) 運用開始の予定期日

運用開始の予定期限は、原則として免許の日から6か月以内であること。

(エ) 無線局の目的

電気通信業務用であること。

(オ) 最大運用数

最大運用数は、次に合致することものであること。

A 指定無線局数は、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以降、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。また、収容可能数から、当該包括免許以外の陸上移動局（既存の陸上

移動局を包括免許とする予定のある場合は、その数を含む。)を差し引いた値を限度とする。

B 一の通信事業者が、一の陸上移動局に二の特定無線設備を搭載する場合は、特定無線設備の収容可能局数の和から、当該包括免許以外の指定無線局数から差し引いた値を限度とする。

C 電気通信事業者になろうとする者が免許の申請を行う場合において、最大運用局数に係る計画の欄の記載については、電気通信事業法第10条第2項の規定に基づく電気通信事業登録申請書に添付する資料等に準じたもので差し支えない。

(カ) 空中線電力の指定

包括免許の有効期間中に開設を予定するすべての空中線電力のうち、最大の値であること。

(キ) 工事設計

A 設備規則第49条の6の12に掲げる規格に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

B 無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明又は工事設計認証を有するものであること。

C 技術基準適合証明の内容について、無線局事項書の「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に記載されたものに適合すること。

ウ 26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用及び一般業務用の特定無線局

公共業務用又は一般業務用の特定無線局の審査は、第2の4(四)に定める基準、イ26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の特定無線局

((ウ)運用開始の予定期日、(カ)空中線電力の指定、(キ)工事設計)を準用するほか、次の基準により行う。

(ア) 用語の意義

本項(3)ウにおいて使用する「収容可能無線局数」は、次のとおりとする。

A 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

免許を受けようとしている者がその業務区域内に開設する基地局(その免許の有効期間中に開設することを予定しているものを含み、包括免許に係る特定無線局を除く。)が有する通信チャンネル数を64kbps換算した通信チャンネルの総数を、陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アーランで除した値。

B 陸上移動局(中継を行うものに限る。)

基地局の免許を受けた者が、申請に係る包括免許の有効期間中に業務区域に自ら開設することとなる基地局の数に50を乗じた値。

(イ) 免許の主体

免許主体は、次に掲げる以外の者であること。

A 携帯無線通信(25.8GHzを超え26.2GHz以下又は26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波

数の電波を使用するものを除く。)を行う無線局の免許人

B 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)の無線局の免許人

(ウ) 無線局の目的

公共業務用又は一般業務用であること。

(エ) 最大運用数

最大運用数は、次に合致することものであること。

A 指定無線局数は、運用開始の日(再免許申請の場合にあつては、再免許の日)以降、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の利用者数(運用数)見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の運用計画等から妥当と認められるものであること。また、収容可能数から、当該包括免許以外の陸上移動局(既存の陸上移動局を包括免許とする予定のある場合は、その数を含む。)を差し引いた値を限度とする。

B 一の免許人が、一の陸上移動局に二の特定無線設備を搭載する場合は、特定無線設備の収容可能局数の和から、当該包括免許以外の指定無線局数から差し引いた値を限度とする。

[第5 略]

[第5 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。